

### 第3期廿日市子ども・子育て支援事業計画の実施計画について

資料 2

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画		
基本目標 1	基本方針 1 教育・保育の量を確保する	① 幼児教育・保育施設の量の確保	保育士等の人材の確保・処遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの導入等）	私立認可保育施設で常勤で働く保育者（新規雇用及び継続雇用）や保育士資格取得者、地域との交流や独自の取組を行う私立認可施設への補助を開始する。また、潜在保育士の再就職支援のため、セミナーや実習支援等で、保育の魅力を発信をする。	
			保育士等による出前授業の実施（保育士の魅力発信）	中学生に保育職場のことを知ってもらうため、学校に向向いて、保育の具体的な仕事内容や魅力・やりがい、資格、地域との関わり、必要性などについての出前授業を実施する。その他、高校や養成校での出前授業を検討する。	
			こども誰でも通園制度の実施	令和8年度の開始に向けて条例制定等の準備を進める。	
			利用しやすい教育・保育サービスの実施（第1子保育料半額の実施等）	保育料多子軽減制度を拡充する（兄弟の年齢制限と保育施設等利用有無の撤廃）。	
			教育・保育提供区域ごとの需給バランスを踏まえた、保育園等の適正な配置	保育園再編基本構想（令和8年度～令和17年度）を策定する。	
		② 子ども・子育て支援事業の量の確保	保育園等での一時預かり事業の実施	実施施設を前年度よりも増やし、利用しやすい環境を整備する。	
			延長保育の実施	引き続き、32園で延長保育を実施する。	
			休日保育の実施	1園（宮島地域）で実施する。保育士確保の課題解決を図りながら、他地域での休日保育の実施について調査・検討を行う。	
			利用しやすい病児保育の実施	利用料の無償化を実施する。	
			ファミリー・サポート・センター等の周知と活用促進	はつかいち版ネウボラ活動時等（妊婦後期面談、新生児訪問等）や保育園等でチラシを配布するなど制度を案内する。	
	基本方針 2 教育・保育サービスを充実させる	教育・保育の質の向上	① 幼児教育・保育の質の向上	市全体の保育指針の確立	関係者との調整を行いつつ、令和7年度末を目途に策定する。
				保育園等の公私の連携協力体制の充実	定期的に代表者等の会議を開催し、園内研修及び保育を相互に公開する。
				幼保小を対象とした研修の実施	廿日市市の接続カリキュラム作成に向けての取組が円滑に行われるように、架け橋カリキュラムの内容に関する研修を実施する。
				保育士等の人材の確保・処遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの導入等）（再掲）	私立認可保育施設で常勤で働く保育者（新規雇用及び継続雇用）や保育士資格取得者、地域との交流や専門性を高める独自の取組を行う私立認可施設への補助を開始する。また、潜在保育士の再就職支援のため、セミナーや実習支援等で、保育の魅力を発信をする。
				認可保育園の第三者評価受審の促進	公立園が第三者評価を受審し、評価機関から得たサービス向上に向けた取組を私立園にも共有する。第三者を受審することで、保育のサービス向上に繋がる事を私立園にも認知してもらえるように、定期的な園訪問で第三者評価の意義を伝えていく。
			専門職による保育園等の巡回支援・指導の実施	巡回支援が円滑におこなえるよう、専門職職員を増員する。	
			保育園等でのICTの拡充（データの利活用）	保育園のICTで活用している業務支援システム（コドモン）の機能を充実化し、園やこどもの育ちに関する情報をより共有していけるようにする。	
			公立保育園の業務支援システムの機能強化	保育士の事務業務の軽減するように、紙面で行っている事務作業（連絡帳、個人記録等）をICT化していく。	
			② 学校教育の質の向上	廿日市市幼保小連携協議会による幼保小の交流や相互参観の実施及び連携の強化	小学校区ごとに幼保小の交流が行える環境を設定し、小学校教諭等による園訪問のみでなく、保育士等が訪問し、目指すこども像をもとに、「どのような手立てをしているか」「どのような場の設定をしているのか」など視点を明確にして、互いの授業参観を行う。互いの環境を見ることで、接続期支援に必要な課題を見つける。
				幼保小の連携による架け橋カリキュラムの策定・実践・評価・見直し	幼保小連携協議会のメンバーで構成されている検討会議で、学校教育課・こども課の職員と一緒に架け橋カリキュラムを作成する（8月に2回実施予定）。令和8年度以降に作成した架け橋カリキュラムを各施設で活用していけるように進めていく。
こどもが主役の授業の実施（主体的で対話的な深い学びの授業の実施）	効果的な指導主事の訪問を行う。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、推進指定校を中心とした授業公開を行い、具体的な授業イメージの共有化を図る。				
ふるさと学習の視点を入れた自然体験・職場体験・キャリア教育等の実施	地域を素材とした学習を通じて、地域への愛着やシビックプライドの醸成を図るとともに、より効果的な探究活動を進めるための支援を行う。各学校が作成した「ふるさと学習実践報告書」を市民ホールに展示するとともに、市HPに掲載し、広く市民へ発信する。				
部活動の地域移行の推進	国の定める改革実行期間（前期）での地域展開（移行）の着手を目指し、令和7年度に廿日市市の方針を策定する。				

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画	
基本目標1 教育・保育サービスを充実させる	基本方針3 安心・安全な教育・保育環境をつくる	保育園等や小中学校の老朽化に対応した計画的な改修・整備	公立保育園については、保育園再編基本構想の策定後、老朽化した園を計画的に改修・整備を図る。 小中学校については、長寿化計画を見直し、当該計画に基づいて整備を行う。	
		小中学校の体育館への空調整備	空調整備に向けた調査・検討を行う。	
		公立保育園の熱中症対策の実施（遮光ネットの設置）	老朽化した公立保育園の計画的な改修・整備に合わせ整備をする。	
		公立保育園への防犯カメラの設置	令和7、8年度の2ヶ年の計画を前倒しし、令和7年度中の出入り口及び園庭に防犯カメラの設置をめざす。	
		保育園等や小中学校での防災教室の実施	保育園等では、毎月1回以上様々な防災を想定した避難訓練を実施する。小中学校では、各校の安全指導計画に則り、県や市から派遣される外部講師の活用等を含めて実施する。	
		保育園等と地域や小中学校が連携した避難訓練の実施	保育園等と地域や小中学校と連携した避難訓練の実施施設数の拡充をめざす。	
		保育園等の避難確保計画・安全計画の見直し	廿日市警察署等と連携して公立保育園の防犯対策等の再検証を実施する。	
基本目標2 こどもの育ちを保障し子育て家庭を応援する	基本方針1 妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく支援する	①総合的な相談支援体制の充実	ネウボラでの定期面談等を通じた様々な相談機会の確保 妊婦届出時、妊娠後期面談、産後、4か月児健診、10か月面談、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診（相談）、あかちゃんオムツプレゼント事業等、面談機会を確保する。	
		こども家庭センターの機能充実	こども及び妊産婦の福祉に関する相談支援業務を行う。	
		妊娠期から子育て期までの情報の一元化への対応	母子保健事業（妊産婦健診・乳幼児健診等）の自治体システムの標準化に向けて、体制を整備する。	
		母子保健推進員（ママフレンド）等の人材の育成・確保	市の保健師と困難事例等の情報共有や相談できる場を提供する。母子保健推進員（ママフレンド）としての基本姿勢や資質向上、安全の目的で年に2回以上講師を招いた研修会を実施する。	
	②子育てに関する情報提供の充実	廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」による支援サービス等の情報提供	「こんにちは赤ちゃん」を妊婦届出時、転入時に配布し、子育て支援サービス等の情報提供を行う。	
		廿日市市子育て支援アプリ「はっつこ手帳（母子モ）」での子育て情報の発信	妊婦届出時母子モを案内し、アプリを活用したイベント情報を発信する。	
		子育てに関する専用サイトの立ち上げ	子育て期ごとの情報検索や保育士の求人情報など、子育てに関するさまざまな視点からの情報を掲載する専用サイトを9月に開設する。	
		保育園等の情報提供や手続きの一元化への対応	市公式LINEによる情報提供を開始する。	
	基本方針2 こどもと保護者の健康づくりを支える	①各種健康診査等の実施	特定不妊治療費助成事業の実施	ホームページ等で周知し、引き続き対象者への助成を行っていく。
			親子健康手帳の交付時における子育てサポートプランの立案	親子健康手帳交付後に、対象者と一緒にサポートプランを立案、共有する。
			安心・安全な妊娠・出産支援のための妊婦健康診査等の助成券交付	引き続き、妊婦健診の助成を行っていく。多胎妊婦には、妊婦健診補助券を5枚追加交付を行ったり、15回目以降の妊婦健診についても償還払いにて助成を行う。
			母子保健推進員（ママフレンド）等による赤ちゃん訪問の実施	母子保健推進員（ママフレンド）が、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を対象に訪問し、不安や悩みを傾聴し、必要時、市へつなぐとともに、子育て支援の情報やサービスの紹介を行う。
各種健康診査に加え、新たに5歳児健康診査（相談）の実施			子育て応援室、こども課、学校教育課、障害福祉課で連携を取りながら、5歳児健康診査（相談）の情報共有と健診後フォローを行っていく。	
各種予防接種の実施及び受診勧奨			定期予防接種が円滑に実施できるよう、母子保健推進員（ママフレンド）が訪問時、説明を行う。また小児定期予防接種未接種者には接種勧奨通知を送付し、周知・説明を行っていく。	
②妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みごとの解消		家事等支援を必要とする妊産婦等を対象に家事援助サービス（子育て世帯訪問支援事業）の実施	支援が必要な妊産婦が、家事援助サービスを利用できるよう、妊産婦のアセスメントをし、サービス利用に繋げる。	
		産後に家族等から十分な援助が受けられない母親と乳児を対象とした、宿泊型・日帰り型産後ケアサービス（産後ケア事業）の実施	支援が必要な産婦が、宿泊型・日帰り型サービス（産後ケア事業）を利用できるよう、妊産婦のアセスメントを行い、サービス利用に繋げる。	
		ネウボラでの妊娠や育児に関する相談支援	妊婦届出時、ネウボラについて説明し、妊娠期～子育て期まで、相談できることを周知し、切れ目のない支援を行っていく。	
		子育て支援センターでのこどもの遊びと育ちを通しての保護者支援	子育て仲間と接することで、孤立の防止や育児ストレスの軽減を図るとともに、こどもの発達や育児についての悩みごとの相談支援を行う。	

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画	
基本目標2 こどもの育ちを保障し子育て家庭を応援する	基本方針2 こどもと保護者の健康づくりを支える	② 妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みごとの解消	子育て応援プログラム（ペアレント・トレーニング）の実施	保護者がこどもに対する接し方を学び、自分を振り返ったり楽しみながら子育てができるよう、支援を行う。
			児童家庭支援センターと連携した子育てや家庭の悩み、心配ごとについての相談支援の実施	相談先として児童家庭支援センターの提案や紹介をし、ケース共有や連携を図り、児童や保護者の相談支援を行う。
			「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）による家庭教育支援	子育て世代の対象者へ届くよう一層、親プロの周知を図る。ファシリテーター間の交流や資質向上のために研修会・情報交換会を開催する。また、ファシリテーターの活躍の場を提供するため、子育て支援センター（ママフレンド）等、子育て関係機関と連携した取り組みを進める。ファシリテーターの新たな人材獲得のため、ファシリテーター養成講座を実施する。
			父親も参加しやすい子育て講座の実施	パパママ向けベビーマッサージ・マタニティスクール・親力アップ講座（救急講座・性教育・体の根っこを鍛えよう）を実施する。
			おむつ等の配付とあわせた相談機会の確保	令和7年10月からあかちゃんオムツプレゼント事業を開始し、生後3か月、6か月、9か月、12か月の児をもつ保護者に対して面談・相談を実施する。
		③ 多様な交流の場の充実	産前産後サポートセンターでの親同士の交流の場の設定	ママカフェ・マタニティカフェ・カバーアート・ベビーマッサージ・BPプログラム・マタニティスクールを実施する。
			子育て支援センターや保育園の園庭開放、市民センター等を活用した親子が集える場の設定	市内4箇所の子育て支援センターでは、遊具や遊びを充実させ、利用者の増加による多様な交流の場を設定する。保育園の園庭開放では、誰でも気軽に参加できるよう様々な媒体を使って通知する。市民センターでは、親子が集える場づくりに取り組みます。
			子育てサロンを活用した親子と地域の交流の促進	「こんにちは赤ちゃん」やチラシ等を用いて、定期面談時等で子育てサロンを紹介する。
			不登校のこどもを持つ保護者同士の交流の場の設定	令和6年度から開始した子ども相談室での不登校親の会を年間3回実施する。
		④ 小児医療体制の確保	こども医療費助成制度の拡充	令和6年9月に拡充した現在の制度を継続する。
			未熟児の医療費やミルク代を助成する養育医療の実施	現在の制度を継続する。
			身体に障がいのあるこどもの手術等の医療費を助成する育成医療の実施	ホームページ等で情報を周知し、申請があった方の審査を行い、認定となった方へ助成を行っていく。
			小児救急医療相談電話（#8000）や救急相談センター（#7119）など、小児救急に係る適正受診等の啓発推進	広報はつかいち、デジタルサイネージ、SNS、暮らしの便利帳等を活用して市民に広く広報し、利用促進に繋げる。
		⑤ 食育の推進	年齢やライフステージに応じた食育の推進	基本的な生活習慣の定着と望ましい食習慣を身につけるため、ライフステージに沿った啓発や事業を実施する。（食生活改善推進員と連携したこども料理教室の開催・朝食コンテストの実施・野菜摂取や減塩、朝食摂取の普及啓発・離乳食講座） 保育園等では、保育所における食育に関する指針に基づき、こどもの発達段階に応じた食形態の配慮や完了食の実施を行うとともに、食を営む力を身につけられるよう年齢に応じた計画的な活動を実施する。 小中学校では、児童生徒や保護者、地域の実態を把握した上で、学校教育目標を踏まえ、各学年の児童生徒の実態や発達段階を考慮した食に関する指導の目標を設定し、食に関する指導に係る全体計画を作成するとともに、組織的・計画的な食に関する指導を実施する。
			栄養士による個別的な相談・指導の実施	乳幼児及び保護者に対しては、離乳食講座や育児相談、幼児健診等で、望ましい基本的な食生活について個別相談・指導を行う。 保育園等では、次年度の0歳入園児の保護者に向けた0歳児面談や、アレルギー児の保護者とのアレルギー面談について、栄養士が中心となって公立保育園の面談時の指導を行う。 小中学校では、栄養教諭を中核とし、養護教諭や学校医等と連携を取りながら、偏食のある児童生徒、肥満・やせ傾向にある児童生徒、食物アレルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒、食行動に問題を抱える児童生徒等を対象とした個別的な相談指導に取り組む。
			保育園等や学校での菜園活動や稚魚の放流などの農林漁業体験活動の実施	保育園等では、野菜等の菜園活動及び喫食を通じて、自然の恵みや命の大切さを学ぶ。小学校では、生活科の学習で野菜を栽培する。中学校では、技術・家庭科の「栽培」の学習で菜園活動を行う。
			栄養バランスの良い豊かな給食の提供	保育園等では、給与栄養目標量等を踏まえたバランスの良い保育園給食を提供する。小中学校では学校給食実施基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食品に触れることができる学校給食を提供する。

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画	
基本目標2 こどもの居場所を充実させる	基本方針3 こどもの居場所を充実させる	①留守家庭児童会の充実	留守家庭児童会の開所時間の拡大 令和8年度に向けて、土曜の開会時間を現在の8:30から8:00に変更できるよう調整する。	
		留守家庭児童会の受入枠の拡大 児童数の推移を注視しながら、空き教室での対応や民間事業者への運営補助で受け皿確保を進める。令和8年度に開会予定の民間留守家庭児童会への整備補助を行う。		
		留守家庭児童会の質の向上に向けた研修等の実施 要支援児童に関する研修を研修対象を拡充して実施する。また、新たにマナー研修等を実施する。		
		留守家庭児童会と学校の連携強化 必要に応じて継続的な連携を行う。		
		放課後等における余裕教室等の活用や、学校施設の一時的な利用の促進 児童数の推移を注視しながら、必要に応じて活用できるようにする。		
	基本方針2 こどもの居場所を充実させる	②多様な居場所づくり	放課後こども教室（地域学校協働活動）の実施 放課後こども教室は地域学校協働本部の活動として位置付けており、活動の継続に向けて地域連携推進員が各地域学校協働本部へ支援や助言を行う。未設置の教室の立ち上げ支援を行う。	
		こどもや子育て家庭の意見を踏まえた図書館運営 講座等の参加者に対してアンケートを実施する。		
		こどもや子育て家庭の意見を踏まえた市民センター運営 「こどもまんなか社会の実現」を市民センター主催事業の重点的取組に加え、子どもの居場所の充実を図る。		
		青少年育成団体による体験活動の充実 青少年団体と連携し、子ども・若者支援活動を推進する。また、青少年団体が実施する事業内容について、青少年の実態や課題に対応した事業に見直していくため、各団体と協議を行う。		
		こども食堂等の連携体制の確立及び立ち上げ支援 社会資源情報ツール「はつネット」活用して情報の共有を行うとともに、新規立ち上げを検討する方に対し必要な情報の提供を行う。		
		安全に過ごせる公園の充実 小田島公園に防犯カメラを設置し、10公園でトイレの洋式化を行う。		
		不登校児童生徒の多様なニーズに応じた子ども相談室の運営 これまで学習支援が中心であった運営方針を今年度から利用する児童生徒の興味関心に応じた活動も支援できるよう変更して運営を行う。		
	基本目標3 こどもの育ちを保障し子育て家庭を応援する	基本方針4 配慮の必要な子どもの支援を拡充する	①発達に気になる児童への支援	障がい福祉相談センターや児童発達支援センター、児童家庭支援センター等と連携した保育園や学校等の相談支援体制の充実 保育園等では、保護者の相談に対しの確に関係機関と連携を図り、加配保育士の配置や個別支援に繋げる。また、児童家庭支援センターと連携して、家庭環境によるこどもの問題にも丁寧に対応していく。 小中学校では、教育相談等で把握した心配なケースについて、スクールソーシャルワーカーや市教育委員会を通じて必要な機関との連携を行う。 児童会では、巡回相談の中で関係機関と連携を図る。
			児童発達支援、放課後等デイサービスの利用促進による療育推進 児童発達支援、放課後等デイサービスに関する相談対応及び適切な支給決定を行う。	
			療育支援や特別支援教育に関する研修の充実 保育園等では、座学だけでなく、児童発達支援センター等を見学させてもらうような研修も実施する。 小中学校では、特別支援教育アドバイザーや指導主事による、担当教員への研修を複数回行う。また、オンデマンド研修を設定することで、より多くの教員が研修を受けられる体制づくりを行う。 児童会では、要支援児童に関する研修を研修対象を拡充して実施する。	
			保育園や児童会等での巡回相談体制の拡充 専門機関に委託し、巡回相談体制を強化する。	
			5歳児健康診査（相談）を通じた発達相談の実施 保健師・公認心理師等による5歳児健康診査（相談）を実施し、必要な場合は適切な支援につないでいく。	
			合理的配慮の普及啓発（障がい者差別解消支援地域協議会への参画など） 障がい者差別解消支援地域協議会へ参画する。また、合理的配慮の好事例の収集及び啓発パンフレットの配付を行う。	
			②医療的ケア児への支援	医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築（医療的ケア児等コーディネーターの配置や協議の場の設置） はつかいち福祉ねっとにおける医療的ケア児（者）部会（協議の場）に参加し、支援体制の構築を図る。
		医療的ケア児の保育園等や学校での受入体制の整備 保育園等では、医療的ケア児の受入園の看護師の配置人数、環境の設定を整え、ケアを受ける児童、保護者が安心して保育を受けられる環境を整える。定期的なカンファレンスを実施し、ケア児の配慮に必要な環境、支援を実施園と共に検討実施していく。 学校では、子どもつながり看護師を適切に配置することや、必要な環境を整えることで、児童生徒が安心して学ぶことができる体制づくりを行う。 児童会では、対象児童（1名）に対し、看護師を配置する。		
基本方針3 外国人住民への支援		③外国人住民のこどもの日本語の理解度にあわせた学習支援 学校の実態に応じて、適切な日本語指導担当教員の配置や、ICTの活用等による学習支援を行う。		
		はつかいち外国人相談センター等による子育て家庭への保育園入園等のサポート 保育園入園時の手続き支援などを引き続き行うとともに、サポート件数を増やすことに加え、今まで相談や依頼がなかった家庭へも幅広くサポートしていきけるよう、外国人相談センターの周知を行う。また、適切な支援ができるよう、センター職員のスキルアップを図る。		
		外国人労働者を含む外国人住民に関する相談等の広報、啓発活動の推進 訪問による事業所等への相談窓口の周知等を行うとともに、廿日市市国際交流協会と協力しながら引き続き多文化共生の推進に向けた広報・啓発活動を推進していく。		

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画
基本目標2 こどもの育ちを保障し子育て家庭を応援する	基本方針5 貧困や様々な課題を抱えるこどもの支援を充実させる	① 児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援 家庭児童相談員等による専門的な相談支援体制の充実	家庭児童相談員を配置し、専門的な助言を行うとともに、関係機関と連携しながら対応する。また、研修等を実施し、相談員の資質向上に努める。
		要保護児童及びDV防止対策地域協議会等による関係機関との連携	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、関係機関との連携を図る。
		養育が適切に行われるために必要な支援や指導等を行う養育支援訪問の実施	乳児家庭全戸訪問事業により把握した家庭のうち、ハイリスクケースに対し、養育が適切に行われるよう保健師等による相談支援を行う。
		児童養護施設等への環境改善（施設改修やICT化等）に対する支援	児童養護施設等について、必要に応じて環境改善に対する支援を行う。
		児童虐待、こどもの人権に関する啓発	児童虐待防止月間等により、児童虐待防止の啓発を行うとともに、民生委員児童委員等に対しても情報提供や啓発を行う。
		② ひとり親家庭への支援 母子・父子自立支援員等による関係機関と連携したひとり親家庭への支援	母子・父子自立支援員を配置し、専門的な助言を行うとともに、関係機関と連携しながらひとり親家庭に対して支援を行う。
		母子・父子自立支援プログラムの策定を通じた自立支援	母子・父子自立支援プログラムを策定し、母子・父子の自立支援を行う。
		ひとり親家庭への経済的支援（高等職業訓練促進給付金等事業や住宅資金貸付等）	現在の制度を継続する。
		③ こどもの貧困等への支援 ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラー支援の啓発を行う。
		小中学校の相談支援体制の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配備）	市費のスクールカウンセラー1名及びスクールソーシャルワーカー5名を市内の中学校区と子ども相談室に配置する。
		生活困窮世帯等のこどもの学習・生活支援	生活保護受給世帯、その他生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象に、学習支援や生活支援を行う。
		保護者の就労等生活支援による生活の安定と自立の促進	保護者の就労等生活支援や住宅支援を強化し、生活の安定と自立を促進する。
		奨学金の貸付事業の実施	修学の意欲があり、かつ、経済的理由により修学に困難がある者に対して、学資を貸し付ける。
		基本目標3 みんなで子育てを支える	基本方針1 子育てしながら安心して働ける社会をつくる
子育て世代が働きやすい職場づくりを進める企業への支援	男性育児休業取得促進奨励金及び男性の子の看護等休暇取得促進奨励金を開始する。		
市内事業者を対象としたダイバーシティ経営の意識醸成	子育て世代、シニア世代、障がい者が働きやすい職場づくりの促進のためダイバーシティ経営啓発セミナーを開催する。		
ハローワーク等と連携した子育て世代の就職支援	子育て世代の求職者を主な対象とした就職ガイダンスを開催する。また、ハローワークと連携した保育園関係の就職ガイダンス（年2回）及びセミナー（年1回）を行う。		
固定的な性別役割分担の払拭に向けた啓発	男女共同参画講演会を実施し、地域、職場、家庭などにおける固定的な性別役割分担意識や慣行などの見直しについての啓発を行う。		
基本方針2 こどもと子育て家庭に優しい社会をつくる	こどもと子育て家庭を応援する企業の登録制度の実施		はつかいち子育て応援宣言企業登録制度を開始する。
	子育て世帯が外出しやすい環境整備（おむつ替え、授乳、ベビーカースペースの確保等）の普及啓発		はつかいち子育て応援宣言企業の紹介により、環境整備啓発を行う。また、廿日市子育て支援センター及び産前産後サポートセンター・地御前子育て支援センターに衛生面に配慮したおむつ用のゴミ箱を試験的に設置し、広報・HP等で周知を行う。
	思いやり駐車場の利用促進		廿日市公式LINEでの申請やタブレット（スマート窓口）申請による手続きのしやすさを引き続きPRし、利用促進に繋げる。
	市の取組に対するこどもの意見を表明する仕組みづくり	市内中学校の代表生徒による子ども議会を通して、生徒自身の意見を表明する機会を設ける。また、廿日市子ども計画を策定する中で、子どもミーティングを実施し、小学生～29歳までの意見を表明する場を設ける。	

基本目標	基本方針	主な取組	令和7年度計画
基本目標3 みんなで子育てを支える	基本方針3 地域で子どもを見守り、育む	ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成	関連会議やサロン、イベント等でのチラシ配布や情報発信を行う。会員の質向上のための研修会等を実施する。
		子育てサロンや子育て支援サークルの支援	「こんにちは赤ちゃん」等で子育てサロンを紹介するほか、依頼に応じて子育てサロンへ保健師を派遣し、育児相談を行う。
		「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）ファシリテーターの育成	子育て世代の対象者へ届くよう一層、親プロの周知を図る。ファシリテーター間の交流や資質向上のために研修会・情報交換会を開催する。また、ファシリテーターの活躍の場を提供するため、子育て支援センター（ママフレンド）等、子育て関係機関と連携した取り組みを進める。ファシリテーターの新たな人材獲得のため、ファシリテーター養成講座を実施する。
		地域ぐるみで子どもを育てる活動の充実（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進など）	学校運営協議会に職員が出向き、運営状況の把握に努めるとともに、委員に対して、必要な情報の提供及び助言を行う。教職員や学校運営協議会委員を対象に、研修会や先進地視察を実施し、学校運営協議会の充実を図る。
		部活動の地域移行（再掲）	国の定める改革実行期間（前期）での地域展開（移行）の着手を目指し、令和7年度に廿日市市の方針を策定する。
		青少年育成団体による体験活動の充実（再掲）	青少年団体と連携し、子ども・若者支援活動を推進する。また、青少年団体が実施する事業内容について、青少年の実態や課題に対応した事業に見直していくため、各団体と協議を行う。
		子ども食堂の連携体制の確立及び立ち上げ支援（再掲）	はつかいちつながるネット（はつネット）を活用し、子ども食堂団体へ情報提供等を行う。
		小学校での子どもの朝食の提供（広島県モデル事業）	新1年生の世帯に対し、事業内容を周知する。
		廿日市市まちづくり交付金・まちづくりチャレンジ応援補助金制度を活用した地域子育て支援活動の充実	市内全28地区の地域自治組織による、まちづくり交付金及びまちづくりチャレンジ応援補助金制度を活用した地域の子ども・子育て支援事業について、伴走支援を行う。
		②地域で子どもの安全を守る	廿日市市地域安全協議会等による見守り活動の推進
	幼稚園、保育園、小学校等での交通安全教室や自転車教室の実施	校長会や園長会で交通安全教室について案内し、周知を図る。また、小学校や幼稚園・保育園のニーズに合った内容の交通安全教室を実施することより、実施回数の増加を図る。	
	地域が設置する防犯灯や防犯カメラへの補助	引き続き町内会等に防犯灯や防犯カメラの整備等の補助を行い、犯罪及び犯罪被害の抑止に取り組む。	
	廿日市市通学路安全推進会議による通学路等の合同点検の実施	P T A、学校、地域、関係機関と連携し、1箇所以上合同点検を実施する。	

数値目標・状況把握の指標一覧

目標番号	基本目標	基本方針	主な取組	数値目標	令和5年度 末現在	令和6年度 末現在	令和11年度 目標値		
1	基本目標1 教育・保育サー ビスを充実させる	基本方針1 教育・保育の量を 確保する	①幼児教育・保育 施設の量の確保 ②子ども・子育て 支援事業の量の確 保	支援制度により新規確保につながった保 育士等の人数	0人	0人	35人		
2				待機児童数（10月1日時点）	19人	39人	0人		
3				こども誰でも通園制度実施施設数	0施設	0施設	18施設		
4				支給認定区分ご との人数（3月 1日時点）	1号認定・新2号認定	1,054人	974人	-	
					2号認定	1,925人	1,902人	-	
					3号認定	0歳	231人	225人	-
						1歳	515人	505人	-
						2歳	584人	606人	-
合計				4,309人	4,212人	-			
5				こども誰でも通園制度の延利用者数	0人	0人	-		
6				こども誰でも通園制度の延利用時間数	0時間	0時間	-		
7				幼稚園での預かり保育の延利用者数	36,312人	38,703人	-		
8				保育園等での一時保育の延利用者数	3,871人	3,658人	-		
9	延長保育事業の実利用者数	251人	227人	-					
10	病児保育の延利用者数	1,009人	827人	-					
11	ファミリー・サポート・センターの延利 用者数	370人	414人	-					
12	子育て短期支援事業（ショートステイ・ トワイライトステイ）の延利用者数	102人	110人	-					
13	基本方針2 教育・保育の質を 向上させる	①幼児教育・保育 の質の向上 ②学校教育の質の 向上	認可保育園の第三者評価受審済の施設数	17施設	17施設	27施設			
14			授業で課題の解決に向けて自分で考え自 分から取り組んだ児童・生徒の割合（全 国学力・学習状況調査）	小学校 78.8% 中学校 79.2%	小学校 84.2% 中学校 82.3%	小学校 85% 中学校 85%			
15	基本方針3 安全・安心な教 育・保育環境をつ くる		地域や小学校と連携した避難訓練を実施 した保育園等の施設数	4施設	4施設	15施設			
16	基本目標2 こどもの育ちを保 障し、子育て家庭 を応援する	基本方針1 妊娠・出産・子育て 期まで切れ目なく 支援する～ネウ ボラ体制の充実～	①総合的な相談支 援体制の充実 ②子育てに関する 情報提供の充実	ネウボラでの定期面談の提供回数	8回	8回	13回		
17				特定妊婦及び要保護児童に対するサポ ートプラン策定率	0%	3.0%	81.5%		
18				母子保健推進員（ママフレンド）の人数	56人	52人	56人		
19				利用者支援事業（ネウボラ体制）の実施 箇所数	6か所	6か所	-		
20				妊婦等包括相談支援事業の延相談支援回 数	2,096回	1,743回	-		
21		基本方針2 子どもと保護者の 健康づくりを支え る	①各種健康診査等 の実施 ②妊娠期から子育 て期にわたる不安 や悩みごとの解消 ③多様な交流の場 の充実 ④小児医療体制の 確保 ⑤食育の推進	乳児家庭全戸訪問事業実施割合	90.7%	88.4%	100.0%		
22				子育て支援センター（地域子育て支援拠 点事業）を利用したこどもの数	2,615人/月	2,683人/月	3,500人		
23				親プロを活用した講座の延参加者数	22人	54人	40人		
24				パートナーと協力しながら家事・育児を していると感じている母（父）の割合	63.4%	70.3%	100.0%		
25				産前産後サポートセンターの各種教室の 延参加者数	2,996人	3,033人	3,000人		
26	特定不妊治療費助成事業の申請者数			28人	58人	-			
27	妊婦健康診査事業の延受診回数			8,265回	7,826回	-			
28	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数			627件	594件	-			
29	子育て世帯訪問支援事業（家事援助サー ビス）の延利用者数			496人	445人	-			

目標番号	基本目標	基本方針	主な取組	数値目標	令和5年度 未現在	令和6年度 未現在	令和11年度 目標値		
30	基本目標2 子どもの育ちを保障し、子育て家庭を応援する	基本方針2 子どもと保護者の健康づくりを支える	①各種健康診査等の実施 ②妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みごとの解消 ③多様な交流の場の充実 ④小児医療体制の確保 ⑤食育の推進	産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の延利用者数	164人	168人	-		
31				育児相談の延利用者数	617人	513人	-		
32				親子関係形成支援事業（BPプログラム）の実利用保護者数	92人	91人	-		
33				親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）の実利用保護者数	37人	34人	-		
34				朝食を毎日食べる子どもの割合	1歳6か月：98.6% 3歳6か月：97.4% 小学生：95.6% 中学生：93.0%	1歳6か月：98.1% 3歳6か月：95.7% 小学生：94.3% 中学生：91.4%	-		
35		基本方針3 子どもの居場所を充実させる	①留守家庭児童会の充実 ②多様な居場所づくり	留守家庭児童会の開所時間（土曜日）	8:30-18:30	8:30-18:30	8:00-18:30		
36				民間留守家庭児童会設置数	3か所	4か所	7か所		
37				図書館の児童書の蔵書割合	31.4%	31.3%	32.0%		
38				市民センターによる子どもを対象とした講座等の参加者数	4,952人	7,571人	5,500人		
39				運動公園・地区公園・近隣公園への防犯カメラ設置割合	64%	73%	100%		
40				トイレが設置されている公園のうち、洋式トイレが設置されている公園の割合	41%	49%	81%		
41				留守家庭児童会の定員	1,547人	1,587人	-		
42				留守家庭児童会の在籍登録児童数（8月1日時点）	低学年	1,681人	1,752人	-	
43					高学年	494人	598人	-	
44				基本方針4 配慮の必要な子どもの支援を拡充する	①発達が気になる児童への支援 ②医療的ケア児への支援 ③外国人住民への支援	療育支援研修や特別支援教育研修の実施回数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保育園等 7回 小中学校 7回 児童会 2回	保育園等 11回 小中学校 15回 児童会 2回	保育園等 7回 小中学校 7回 児童会 4回
45		5歳児健康診査（相談）の実施	未実施			未実施	実施		
46		医療的ケア児受入人数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保育園等 0人 小学校 1人 中学校 1人 児童会 1人			保育園等 1人 小学校 1人 中学校 1人 児童会 1人	-		
47		日本語学習支援を行っている児童・生徒数	小学校 13人 中学校 7人			小学校 12人 中学校 7人	-		
48		はつかいち外国人相談センターにおける子育て・教育に関する相談件数	0人			112人	-		
49		基本方針5 貧困や様々な課題を抱える子どもの支援を充実させる	①児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援 ②ひとり親家庭への支援 ③子どもの貧困等への支援			家庭児童相談員等による相談対応件数	894件	947件	-
50						児童虐待件数（継続含む）	411件	438件	-
51						養育支援訪問事業の訪問件数	222件	202件	-
52						ひとり親家庭の相談対応件数	275件	376件	-
53						母子・父子自立支援プログラムの策定数	7件	9件	-
54						高等職業訓練促進給付金等事業の受給者数	7人	9人	-
55						子育て世帯訪問支援事業の延利用者数（ヤングケアラー分再掲）	0人	0人	-
56						スクールソーシャルワーカーの相談対応件数	1942件	2253件	-
57				子どもの学習・生活支援を利用した実人数	126人	129人	-		
58				正規の修業期間で卒業した奨学生の割合	80%	100%	-		
59		基本方針1 子育てしながら安心して働ける社会をつくる		市内企業に勤める男性の育児休業取得率	48.6%	未公表 (R7.6時点)	85.0%		
60				固定的な役割分担意識を持たない市民の割合	60.3%	61.3%	次期男女共同参画プランに沿って推進する		
61		基本目標3 みんなで子育てを支える	基本方針2 子どもと子育てで家庭に優しい社会をつくる		はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0社	0社	100社	
62					基本方針3 地域で子どもを見守り、育む	①地域の子育て支援の充実 ②地域で子どもの安全を守る	子どもの暮らしを見守る意識のある市民の割合	調査未実施	調査未実施 (令和7年度調査予定)
63			ファミリー・サポート・センター提供会員数	253人			271人	253人	
64					交通安全教室や自転車教室の実施回数	56回	75回	80回	